

加工食品の表示に関する調査会 中間報告

平成26年3月26日

加工食品の表示に関する調査会

検討課題1 表示責任を有する者等の整理について

1-1 「表示責任を有する者」について(現行のJAS法に基づく表示について)

1-2 実際に製造や加工を行う場所について(現行の食品衛生法に基づく表示について)

検討課題2 食品表示基準における加工食品の表示方法等の作成方針について

2-1 食品表示基準における加工食品の表示方法等の策定方針

2-2 食品表示基準における加工食品の論点

検討課題3 JAS法に基づく加工食品における個別品質表示基準に統合について (農産加工品、飲料関係)

3-1 統合におけるポイント

検討課題4 個別品質表示基準の統合等について

4-1 JAS法関係の表示事項について

4-2 食品衛生法関係の表示事項について

検討課題5 食品表示基準における販売形態ごとの適用範囲について

<今後の検討課題>

検討課題6 レイアウト、文字の大きさの検討

検討課題7 アレルギー表示(代替表記等の見直し、表示方法(個別表示、一括表示など)の整理)

検討課題8 加工食品関係の用語の統一

検討課題1: 表示責任を有する者等の整理について

第1回(平成25年12月25日)

1-1 「表示責任を有する者」について (現行のJAS法に基づく表示について)

▷ 背景: 資料2(8頁)

▷ 考え方: 資料2(9~11頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

「表示内容に責任を有する者」の表示の方法としては、欄名に現行のJAS法に規定されている「製造者」「加工者」「販売者」「輸入者」以外に「表示責任者」と記載することも可能とする。

<資料2 11頁>



○調査会で出された主な意見(詳細は議事録参照)

- ・「表示責任者」という新しい用語は使用すべきではない。
- ・「製造者」「加工者」の定義を明確にすべきである。



継続審議(第2回調査会にて修正提案)

検討課題1:表示責任を有する者等の整理について<第1回からの継続審議事項>

第2回(平成26年1月23日)

1-1 「表示責任を有する者」について (現行のJAS法に基づく表示について)

▶ 考え方:資料2(10~11頁)

○消費者庁提案の新基準(修正案)

現行のJAS法と同様に表示責任者の欄には、それぞれの業態に合わせ、「製造者」、「加工者」、「販売者」又は「輸入者」と表示することとする。 <資料2 11頁>

用語は以下のとおり整理する。

- ・製造者:実際に食品を製造した者
- ・加工者:実際に食品を加工(調整及び選別を含む。)した者
- ・輸入者:実際に食品の輸入の届出をした者(当該輸入食品の詳細を把握し、その内容について、責任を負う者) <資料2 16頁>

○調査会でとりまとめた方向性

消費者庁の提案内容が概ね支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

- ・トレースできる体制を整えるべきである。
- ・事業者名が複数表示されていると分かりづらい。／商品によって複数表示も必要である。
- ・「製造」「加工」の定義を明確にすべきである。
- ・Q&Aの整理が必要である。

検討課題1:表示責任を有する者等の整理について

第1回(平成25年12月25日)

1-2 実際に製造や加工を行う場所について (現行の食品衛生法に基づく表示について)

▶ 背景:資料2(18頁)

▶ 考え方:資料2(18頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

「実際に製造や加工を行う場所」を表すのに、「食品工場等」という用語を使用することとする。
なお、輸入品にあっては欄名を「輸入者営業所」「輸入元」等輸入した者の営業所所在地であることがわかる用語を使用することとする。 <資料2 18頁>



○調査会で出された主な意見(詳細は議事録参照)

- ・「食品工場等」と書いて全てを含むことになると、消費者にはよくわからない。
- ・「食品工場等」はわかりにくく、英語にはない用語である。
- ・製造所固有記号と併せて議論すべきである。



継続審議(第2回調査会にて修正提案)

検討課題1:表示責任を有する者等の整理について<第1回からの継続審議事項>

第2回(平成26年1月23日)

1-2 実際に製造や加工を行う場所について (現行の食品衛生法に基づく表示について)

▶ 考え方:資料2(20~21頁)

○消費者庁提案の新基準(修正案)

欄名には、最終的な衛生状態の変化が生じた製造や加工を行う場所であるということが分かるようにするため、「製造所」、「加工所」(輸入の場合は「輸入元」又は輸入者の営業所所在地であることが分かる語)と記載することとする。 <資料2 20頁>

用語は以下のとおり整理する。

- ・製造所:食品が製造された場所
- ・加工所:食品が加工(調整及び選別を含む。)された場所
- ・輸入者の営業所所在地:輸入の届出をした者の営業所がある場所 <資料2 16頁>

○調査会で出された主な意見(詳細は議事録参照)

- ・製造所固有記号と併せて議論すべきである。



継続審議

2-1 食品表示基準における加工食品の表示方法等の策定方針

第1回(平成25年12月25日)
第2回(平成26年1月23日)

○消費者庁提案の新基準(案) <資料3-1 4頁>

次頁のイメージ(資料3-1 2頁より引用)とする。なお、横断的事項、個別的事項の考え方は下記のとおりとする。

横断的事項に整理するもの

原則として、加工食品全般に義務付けるもの
〔名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、
添加物に関する事項、栄養成分の量及び熱量、
内容量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 等〕

横断的事項であって、個別の食品に表示の方法の
規定を設けているもの
〔名称、原材料名、内容量 等〕

加工食品のうち、一定の要件を満たした食品に義務
付けるもの
〔アレルギー、原産国名、原料原産地名、遺伝子組換え食品
等〕

個別的事項に整理するもの

現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準で個別の
食品に限定して義務付けるもの
〔皮の率、衣の率、形状、粒の大きさ、豆乳の用語、
合成酢である旨、使用上の注意、加熱調理の必要性、
濃縮トマト還元、もどし原料使用、加糖 等〕

現行の食品衛生法の表示基準府令、食品衛生法の乳
等表示基準府令で個別の食品に限定して義務付ける
もの
〔加熱の必要性の有無(冷凍食品、ゆでがに)、殺菌
又は除菌を行っていない旨(ミネラルウォーター類)、
殺菌した乳酸菌飲料である旨、乳製品である旨 等〕



○調査会でとりまとめた方向性
消費者庁の提案内容が支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)
・他法令やQ&Aとの整理をする必要がある。

食品表示基準(加工食品イメージ) (案)

第1章 総則

第2章 加工食品

第3章 生鮮食品

第4章 添加物

第1節 一般消費者に販売される形態の加工食品の表示をする食品関連事業者が遵守すべき基準

【横断的事項】

- ・名称
- ・アレルギー
- ・保存の方法
- ・消費期限又は賞味期限
- ・原材料名
- ・添加物
- ・栄養成分の量及び熱量
- ・原産国名(輸入品)
- ・内容量
- ・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ・原料原産地名
- ・遺伝子組換え食品 等

- ・加工食品全般に共通のもの
- ・加工食品のうち、一定の要件を満たした食品に義務付けるもの
- ・横断的事項であって、個別の食品に表示方法の規定を設けているもの

- ・食品衛生法の表示基準府令(*1)
- ・食品衛生法の乳等表示基準府令(*2)
- ・JAS法の加工食品品質表示基準
- ・JAS法の遺伝子組換え食品品質表示基準(*3)
- ・JAS法の個別品質表示基準(46基準)
- ・健康増進法の栄養表示基準

【個別的事項】

個別の食品に限定して義務付けるもの

・品目別に定められた事項

- ・食品衛生法の表示基準府令(*1)
- ・食品衛生法の乳等表示基準府令(*2)
- ・JAS法の個別品質表示基準(46基準)

(*1)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令

(*2)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

(*3)遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準

第2節 業務用の加工食品を扱う事業者が遵守すべき事項

第3節 食品関連事業者以外の加工食品を販売する者が遵守すべき基準

食品衛生法の表示基準府令(*1)

ミネラルウォーター類/食肉製品/鮭肉製品/魚肉ソーセージ、魚肉ハム、特殊包装かまぼこ/冷凍食品/容器包装詰加圧加熱殺菌食品/鶏の液卵/ゆでがに/放射線照射食品

食品衛生法の乳等表示基準府令(*2)

乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳除く。)/乳製品/乳又は乳製品を主要原料とする食品

JAS法の個別品質表示基準(46基準)

食料缶詰及び食料瓶詰(3)	農産物缶詰及び農産物瓶詰/畜産物缶詰及び畜産物瓶詰/調理食品缶詰及び調理食品瓶詰
飲料(4)	炭酸飲料/果実飲料/にんじんジュース及びにんじんミックスジュース/豆乳類
食肉製品及び魚肉練り製品(9)	ハム類/プレスハム/混合プレスハム/ソーセージ/混合ソーセージ/ベーコン類/チルドハンバーグステーキ/チルドミートボール/魚肉ハム及び魚肉ソーセージ
穀物加工品(5)	乾めん類/即席めん/マカロニ類/パン類/凍り豆腐
農産物及び林産物加工品(4)	トマト加工品/乾しいたけ/農産物漬物/ジャム類
水産物加工品(7)	煮干魚類/削りぶし/うに加工品/うにあえもの/うなぎ加工品/乾燥わかめ/塩蔵わかめ
油脂及び油脂加工品(2)	食用植物油/マーガリン類
調味料(8)	みそ/しょうゆ/ウスターソース類/ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料/食酢/風味調味料/めん類等用つゆ/乾燥スープ
その他(4)	野菜冷凍食品/調理冷凍食品/チルドぎょうざ類/レトルトパウチ食品

2-2 食品表示基準における加工食品の論点

○消費者庁提案の新基準(案)

2-2-1 加工食品の用語の定義について

2-2-2 加工食品の義務表示事項について

2-2-3 加工食品の表示方法について

- ・加工食品の名称の表示方法について
- ・加工食品の原材料名等の表示方法について
- ・加工食品の内容量の表示方法について
- ・加工食品の期限表示、保存方法、その他の表示方法について

2-2-4 加工食品の表示禁止事項について

<資料3-1 9頁>



○調査会でとりまとめた方向性

消費者庁の提案内容が支持された。 <詳細は10~12頁参照>

2-2-1 加工食品の用語の定義について

○消費者庁提案の新基準(案)

- ・3法に基づく食品表示基準全体に係る用語の定義及び食品の区分に関する用語の定義は食品表示基準の「総則(第1章)」に規定
- ・現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準に規定されている用語の定義は原則として「加工食品の表示基準(第2章)」の個別的事項に規定 <資料3-1 10~11頁>

2-2-2 加工食品の義務表示事項について

○消費者庁提案の新基準(案)

- ・3法の表示基準に規定されている表示事項のうち、品目共通のものについては「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項に規定
- ・3法の表示基準に規定されている表示事項のうち、義務表示の範囲が一部に限られているものについては、「加工食品の表示基準(第2章)」の個別的事項に規定 <資料3-1 12~13頁>



○調査会でとりまとめた方向性: 消費者庁の提案内容が支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

- ・現行の表示事項のままではなく、必要に応じて整理すべきである。

2-2-3 加工食品の表示方法について

○消費者庁提案の新基準(案)

- ・3法の表示基準に規定されている表示方法のうち、品目共通のものについては「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項として規定
- ・現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準に規定されている表示方法のうち、統一できるものについては、原則として共通ルールとしたうえで、「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項として規定
- ・ただし、加工食品の表示基準の横断的事項として統一できないものについては「加工食品の表示基準(第2章)」の個別的事項に規定
- ・添加物の表示等については横断的事項とし、原料原産地表示、遺伝子組換え食品に関する表示等については「加工食品の表示基準(第2章)」の個別的事項として規定

⇒ただし、第2回調査会にて、原料原産地表示、遺伝子組換え食品に関する表示等については横断的事項として規定すると修正提案された。〈7頁参照〉

〈資料3-1 14~22頁〉

○調査会でとりまとめた方向性: 消費者庁の提案内容が支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

- ・Q&Aで当たり前になっているルールは基準に入れるべきである。

2-2-4 加工食品の表示禁止事項について

○消費者庁提案の新基準(案)

- ・現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第6条及び遺伝子組換え食品品質表示基準第5条の表示禁止事項は、「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項に規定
- ・現行の個別の品質表示基準に規定されている表示禁止事項で、統一ルールにできるものについては、原則として共通ルールとしたうえで、「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項として規定
- ・ただし、横断的事項として統一できないもの、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令に規定するものについては、「加工食品の表示基準(第2章)」の個別的事項に規定

<資料3-1 23~24頁>



○調査会でとりまとめた方向性：消費者庁の提案内容が支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

- ・公正競争規約等に規定されている禁止事項も検討すべきである。

検討課題3: JAS法に基づく加工食品における個別品質表示基準の統合について
(農産加工品、飲料関係)

第2回(平成26年1月23日)

3-1 統合におけるポイント(農産加工品、飲料関係)

○消費者庁提案の新基準(案)

3-1-1 個別品質表示基準の定義について <資料3-2 4頁>

現行、個別の品質表示基準において規定されている定義については、横断的事項に規定する。

3-1-2 個別品質表示基準の義務表示事項について <資料3-2 5頁>

現行、個別の品質表示基準において規定されている義務表示事項については、品目毎に個別的
事項として規定する。

3-1-3 個別品質表示基準の表示の方法について <資料3-2 6~8頁>

現行、個別の品質表示基準において規定されている表示の方法のうち、加工食品品質表示基準
と重複する表示事項(名称、原材料名、内容量等)に係る表示の方法は、横断的事項に係るもの
として規定する。一方、加工食品品質表示基準と重複しない表示事項(形状、大きさ等)に係る表
示の方法は、個別的事項に係るものとして規定する。

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

3-1-4 個別品質表示基準の一括表示枠外のその他の表示事項について <資料3-2 9頁>

現行、品目ごとに定められている一括表示枠外のその他の表示事項については、新基準において品目ごとに個別的事項として規定する。

3-1-5 個別品質表示基準の表示禁止事項について <資料3-2 10~11頁>

現行、品目ごとに定められている表示禁止事項については、新基準において品目ごとに個別的事項として規定する。



○調査会で出された主な意見(詳細は議事録参照)

- ・個別として残す理由は明確にすべきである。
- ・整理できるところは整理して消費者にわかりやすいものとしてほしい。
- ・事前準備をした上で事業者等関係者からのヒアリングの場を設けてほしい。



継続審議(第3回調査会にて議題4として修正提案)

4-1 JAS法関係の表示事項について

○消費者庁提案の新基準(案)

品目ごとに区切る(第2回調査会提案)とわかりにくいことから、論点ごとの議論とする

4-1-1 個別品質表示基準の定義の統合について

4-1-2 個別品質表示基準の義務表示事項について

4-1-3 個別品質表示基準の表示の方法の統合について(第4回調査会にて審議)

4-1-4 個別品質表示基準の一括表示枠外のその他の表示事項について

4-1-5 個別品質表示基準の表示禁止事項の統合について

<資料1 6頁>



○調査会でとりまとめた方向性

消費者庁の提案内容が概ね支持された。 <詳細は16~19頁>

4-1-1 個別品質表示基準の定義の統合について

▶ 背景: 資料1(7頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

・基本的には、次の(1)及び(2)のように整理する。

(1) 用語の意味は、原則、変更しない。

(2) 名称、形状、大きさ等はそれぞれ別にまとめる。

・名称: 品目ごとに用語の定義を一覧にまとめる。

・形状: 品目ごとに用語の定義を一覧にまとめる。

・大きさ: 「品目」又は「品目及び形状」ごとに用語の定義を一覧にまとめる。

・次の場合には、定義を修正又は新たに規定しないこととする。

①現行定められている名称の定義の範囲が、その品目の実態に合わないもの

<対象品目> マカロニ類

②統合に当たり表示方法等について横断ルールを適用することにより、あえて定義の存置が必要でないもの

<対象品目> めん類等用つゆ

<資料1 8~10頁>



○調査会でとりまとめた方向性: 消費者庁の提案内容が概ね支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

・現状と実態が合っていないものが他にもないか精査すべきである。

4-1-2 個別品質表示基準の義務表示事項について

▶ 背景: 資料1(11頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

・具体的には、次の(1)及び(2)のように整理する。

(1) 品目別に定められた義務表示事項は、新基準でも基本的にそのまま採用する。

(2) その場合、商品ごとに基準を検索しやすくするために、品目ごとに整理する。

<資料1 12頁>

4-1-4 個別品質表示基準の一括表示枠外のその他の表示事項について

▶ 背景: 資料1(14頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

・消費者の選択等の際に有用な表示であると考えられることから、新基準においても品目ごとにそのまま採用する。

<資料1 15頁>



○調査会でとりまとめた方向性: 消費者庁の提案内容が概ね支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

・品目ごとが見やすい。／表示事項ごとに考えるほうがよい。／どちらも一長一短である。

・Q&Aでの補足が必要である。

・現状と齟齬があるところは見直してほしい。

4-1-5 個別品質表示基準の表示禁止事項の統合について

▶ 背景: 資料1(17~18頁)

○消費者庁提案の新基準(案) <資料1 19~23頁>

- ・現行、品目ごとに定められている表示禁止事項のうち、加工食品全般に係るものについては、一般的な表示禁止事項として採用し、商品特性を考慮すべきものは、可能な限り品目をまとめた上で、個別の事項として定める。なお、品目独自のものは、品目ごとに個別の事項として定める。

品目等	表示禁止事項
加工食品全般	<ul style="list-style-type: none"> ○義務表示事項及び表示の方法の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語 ○産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示 ○その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示 ○屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○等級がある日本農林規格で規定する格付け対象品目で、格付けが行われないものへの等級の表示
品目をまとめるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 ○「天然」、「自然」、「純正」等の用語 ○でん粉等のつなぎを使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語 ○魚肉、臓器及び可食部分又は肉様の組織を有する植物性たん白等を使用したものについて、原材料の全てが食肉等であるかのように誤認させる用語 ○品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語、官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
品目ごと	<ul style="list-style-type: none"> ○原材料の一部を強調する用語 ○特定の品目に限られる用語

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

・以下の表示禁止事項については、現状にそぐわないため削除する。

品目名	変更内容
即席めん 調理冷凍食品	「中華めん」の用語を削除
マカロニ類	「即席」の用語を削除

※削除理由
第3回資料1 23頁参照



○調査会でとりまとめた方向性: 消費者庁の提案内容が概ね支持された。

○調査会で出された主な意見(詳細は議事録参照)

・表示禁止事項は多くないため、品目にまたがるものはまとめて整理すべき。／品目をまとめるとわかりにくい。

4-2 食品衛生法関係の表示事項について

▶ 背景: 資料1(25頁)

▶ 考え方: 資料1(25~26頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

食品表示基準においては、現行の内閣府令(※)で規定されている表示事項について、対象食品が、「生鮮食品」と「加工食品」のどちらの区分に整理されたとしても、横断的事項以外の表示については、個別的事項で表示させることとする。

※「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令」(表示基準府令)及び
「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令」(乳等表示基準府令)

<資料1 25頁>



○調査会でとりまとめた方向性

消費者庁の提案内容が支持された。

食品表示基準における販売形態ごとの適用範囲について

▷ 背景: 資料2(5~7頁)

▷ 考え方: 資料2(9頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

販売形態ごとに適用対象にするかどうかの検討に当たっては、以下の2点を勘案することとする。

(1) 食品表示以外の手段による情報取得の可能性

(2) 事業者の実行可能性

<資料2 9頁>

【加工食品】

①容器包装され、製造場所以外で販売される場合	②容器包装され、製造場所で直接販売される場合	③あらかじめ容器包装されず、販売される場合 (注文に応じて容器に詰められるものを含む。)	④設備を設けてその場で飲食させる場合
○	●	×(注1)	×(注1)

凡例: ○は適用対象、●は適用対象だが、食品を摂取する際の安全性のための表示についてのみ義務表示とするもの、
×は適用対象外

注1: 生食用牛肉のリスク表示についてのみ適用対象とする。

※②~④の食品の用に供する業務用食品については、引き続き、安全性の確保に関する情報(食品衛生法由来の情報)のみを表示義務事項とする。

<資料2 22頁>

(前頁からのつづき)

【生鮮食品】

生産場所以外で販売される場合		生産場所で直接販売される場合		㊦設備を設けて その場で飲食 させる場合
㊰容器包装なし	㊱容器包装あり	㊲容器包装なし	㊳容器包装あり	
●	○	×(注1)	●	×(注1)

凡例：○は適用対象、●は適用対象だが、義務表示とする表示を限定するもの(義務表示事項：㊰は自主的かつ合理的な食品
選択に関する表示事項、㊳は食品を摂取する際の安全性に関する表示事項)、×は適用対象外

注1：生食用牛肉のリスク表示についてのみ適用対象とする。

<資料2 22頁>



○調査会でとりまとめた方向性

消費者庁の提案内容が概ね支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

- ・個別の事例について、整理が必要である。
- ・情報伝達がされていなければ、消費者に聞かれても答え切れない。